

## 質 疑 応 答 書

業務名 広島市初任者研修資格取得・就業促進事業委託業務

番号	基本仕様書 頁等	質 問	回 答
1	5 (1) ア (ア)	明らかに業務遂行が困難と思われる方も希望すれば受講受け入れ必須でしょうか。	申込者に対しては、本事業は真剣に介護事業所等への就業を目指す方を対象としていることや、基本仕様書5(1)カ(ア)に掲げられている受講料2万円を追加徴収するケースを十分に説明した上で、それでもなお受講をお断りすることが必要とされる場合は、必ず事前に本市の承認を得てください。
2	5 (1) ア (エ)	年齢の有無を問わないとは上限はないのでしょうか。	お見込みのとおり、年齢に上限はありませんが、本事業は真剣に介護事業所等への就業を目指す方を対象としていることを申込者に対して説明の上、就業の意思を確認してください。
3	5 (1) エ	定員20名は必須でしょうか。	お見込みのとおりです。定員が合計20名となるよう、研修実施回数を調整することは可能です。  例：実施回数2回 定員各10名  なお、開講日までに余裕をもって十分な広報活動（基本仕様書5(1)カ参照）を行っても20名を確保することが困難と見込まれる

4	5 (1) オ	受講料発注者負担分は概算事業費に含まれるのでしょうか(この場合、発注者とは広島市で間違いはありませんか?)	<p>場合は早めに本市に御相談ください。</p> <p>お見込みのとおり、含まれます(基本仕様書7(2)のとおり変動経費ですが、定員20名×2万円=40万円を含んでいます)。また、発注者とは広島市のことで間違いありません。</p>
5	7(2)	受講して資格は取得したが、どうしても施設側に採用されない方については委託料はどうなるのでしょうか。	適切な就業支援を実施したにもかかわらず採用されなかった場合は1人につき2万円が算定されます。基本仕様書6(2)イの報告書において、状況を詳細に御報告ください。
6	7(2)	委託料の算定方法で、就業できなかった人に対する、20,000円の返還についても想定として算定すべきなのでしょうか。	事業費の積算の際は、20名分の就業支援を行うことを前提としてください。なお、発注者負担分の受講料は事業所等へ就職した者等の人数を基に支払うこととなります(基本仕様書7(2)参照)。
7		最低何人の就業を目標とするといった基準はあるのでしょうか。	最低就業者数は設定していませんが、受講者が20名となるよう、開講日までに余裕をもって十分な広報活動(基本仕様書5(1)カ参照)を行っていただく必要があります。番号3に対する回答も御覧ください。また、修了者全員が就業できるよう努めていただく必要があります(基本仕様

8	5(1)オ	受講料を負担するのは、受託者でしょうか。	書7(2)及び番号5に対する回答参照)。 発注者負担分の2万円を除く受講料については、受講者負担になります。
9	5(2)ウ	研修を受講された方が就業するにおいて、「賃金面」においての最低条件はありますか。	法令等に抵触しない限り、条件はありません。
10	6(2)ウ	「定着支援の概要・就業者の職場定着に係る情報を盛り込み、関係書類を添付すること」とあるが具体的にはどのようなものを指しますか？	「定着支援の概要・就業者の職場定着に係る情報」とは、具体的には、基本仕様書5(3)イにより、就業者や就業先に対し、いつ、どのような支援を行ったかの概要及び就業者が就業先に順調になじんでいるか又はまだあまりなじめていない様子であるか等といった情報を指します。関係書類の例としては、アンケート等により定着状況を聞取りした際のアンケート用紙などです。
11	6(2)エ	各種報告書については、決まった雛形(形式)はあるのでしょうか。	様式は定めていません。
12		前回は何社この企画に応募されましたでしょうか。	2社から応募がありました。

(注) この質疑応答書は、基本仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。